



新消費セ第144号
令和8年7月22日

新潟市消費生活審議会
委員長 沢田 克己 様

新潟市長 中 原 八



「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」
の四次改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の四次改定について

2 諮問理由

本市では、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として制定した「新潟市消費生活条例」に基づき、平成20年3月に「新潟市消費生活推進計画」を策定し、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策を推進してきました。

その後、消費者教育の重要性に鑑み「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」に名称を変更しました。

この度、消費者行政を取り巻く社会情勢等の著しい変化や、現計画の計画期間が令和9年3月31日で終了することなどから、四次改定を行うこととしました。

つきましては、上記諮問事項について、幅広いご見識からご審議願いたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

令和9年3月